

大分市上下水道局優良建設工事表彰の選考基準

1 優良建設工事

優良建設工事とは、本市上下水道局が発注したもののうち、他の模範となる優れた建設工事をいう。

2 優良建設工事調書

総務課長は、大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する要綱第2条に該当する建設工事があると認めるときは、優良建設工事調書を作成し、審査委員会に提出する。

3 審査

審査委員会は次の各号を総合的に勘案し、審査するものとする。

- (1) 成績が大分市上下水道局建設工事成績評定要綱第7条に規定する「優秀」、「特に優秀」と評価された建設工事であること。
- (2) 施工業者が過去1年間に指名停止を受けていないこと及び誠実、信用を欠くと認められない者であること。
- (3) 他の工事の成績評定の平均が「良好」、「優秀」、「特に優秀」であること。

※「優秀」とは、工事成績評定表の評定点合計が80点以上90点未満である。

※「特に優秀」とは、工事成績評定表の評定点合計が90点以上100点以下である。

※「良好」とは、工事成績評定表の評定点合計が70点以上80点未満である。

※他の工事とは、大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する要綱、別表のうち建設工事の種類に分類される工事で審査当該年度の工事である。

※審査において考慮している点

- ① 市内業者である。
- ② 共同企業体（JV）の場合の他の工事の成績評定については、当該JVのそれぞれの業者の単体工事評定は考慮しない。
- ③ 配水管布設工事の場合、元請が配水管布設工（給水管布設工を除く）を自社のみで管理及び施工していることを原則とする。
- ④ 上記③のうち、主たる工事が給水管布設工の場合、元請が給水管布設工を自社のみで管理及び施工していることを原則とする。

※元請けが自社のみで管理及び施工していることの確認方法

- ① 上記③の場合、完成書類（施工体系図、継手チェックシート、写真帳）より、元請の配管工が配水管を布設、接合しており、元請の配管技能者が管理を行っているか確認する。
- ② 上記④の場合、完成書類（施工体系図、継手チェックシート、写真帳）より、元請の配管工が給水管を布設、接合しており、元請の配管技能者が管理を行っているか確認する。
- ③ 不断水分岐連絡工や、ABS工法等の特殊技術は配水管布設工には該当しない